



静岡県

インターンシップ導入

ヘルプデスク

インターンシップ導入に関するご相談や既に導入しているインターンシップについて課題等を抱えており、支援を希望される企業対象の相談窓口です。下記要件をご覧ください、支援を希望される企業様はお申し込ください。

【支援対象企業の要件】次に掲げる事項の全てに該当

- (ア) 静岡県内に本社または主たる事業所があること。
- (イ) 労働関係法令の違反がないこと。(静岡労働局ホームページ「労働基準関係法令に係る公表事案」参照)
- (ウ) 官公庁等(第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。)でないこと。
- (エ) 中小企業基本法第2条第1項の規定に基づく中小企業若しくは常時使用する従業員数が300人以下の医療法人及び社会福祉法人等であること。ただし、法人全体で申込みがあった場合は、支援を希望する事業所の従業員数が300人以下であれば対象となる。
- (オ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
- (カ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。
- (キ) インターンシップの実施及び運営等に課題を持つ企業等であること。

相談窓口
設置期間

2025年4月1日(火)～2026年3月13日(金)

電話、メール、オンラインによる相談 (※年末年始、夏季休暇等運営会社の休日を除く)

相談対応時間
(電話・オンライン等)

平日(月～金) 13:00～17:00

ご相談料

無料

※ただし、インターンシップ実施に伴う学生募集広報費、外部会場費等
実際にインターンシップを実施する費用は企業様の負担となります。

相談ご希望の企業様は、ヘルプデスク専用電話・相談受付フォームよりお申し込みください。

ヘルプデスク
専用電話

070-2286-3404

申込受付時間 13:00～17:00(平日のみ)

相談受付
フォーム

<https://forms.gle/PJDJinUK1Da95zN99>



設置者：静岡県

運営：SJC 株式会社就職情報センター(静岡市駿河区中野新田57-43)

相談窓口名称：静岡県インターンシップ導入ヘルプデスク